

(商標登録番号・第4234817号)

# ごまめの歯ぎしり

—第42号—  
河野太郎事務所

ツイッター  
@konotarogomame

電子メール  
tarotarotaro.org

ホームページ  
<http://www.taro.org/>

自民党神奈川県  
第15選挙区支部

平塚事務所  
〒254-0811 平塚市八重咲町7-26  
鶴巻ビル

TEL 0463-20-2001  
FAX 0463-21-7711

茅ヶ崎事務所  
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3  
ツヨキビル2F

TEL 0467-86-2001  
FAX 0467-86-2002

議員会館  
〒100-8982 千代田区永田町2-1-2  
衆議院第二議員会館1103号室

TEL 03-3508-7006

# 河野太郎の国会報告

## ふくれあがる財政

七千億円。これは  
消費税を5%引き  
上げた時の増収額  
一二兆五千億円と

○九年以前、自民党政権  
だつた二〇〇六年度から  
二〇〇八年度までの三年  
間の政府の一般会計の当  
初予算額は、平均すると  
八一兆八八五四億円でし  
た。それに対し、民主  
党政権になつた二〇一〇  
年度から二〇一一年度の  
二年間の当初予算の平均  
額は、九二兆三五五四億  
円と、自民党政権時代から一  
〇兆四七〇〇億円以上も  
増えています。この二〇  
一一年度の当初予算には、  
東日本大震災や福島第一  
原発事故の復興予算是ま  
だ含まれていないのです。  
消費税を5%引き上げた  
時の税収増は一二兆五千  
億円と見込まれています。

# 消費税！

民主党の野田総理は、から <http://www.taro.org/pdf/nenkin.pdf> を不退転の決意で消費税を引き上げるとおっしゃっています。しかし、なぜ、消費税を引き上げるのでしようか。そして、引き上げた消費税をどうするのでしょうか。

以前から「ごまめの歯ぎしり」を読んでくださっているあなたは、私が初当選した頃から、ずっと消費税方式の基礎年金と積立方式の保険料比例年金を組み合わせた制度を導入すべきだと訴えていらっしゃいます。（年金改革案に關しては、ホームページ

引き上げて、基礎年金を全額消費税でまかなえば、現在、一般会計が負担している基礎年金財源の二分の一、一〇兆三千億円を医療や介護、子育て支援に回すことができるよう、残念ながら、野田総理は消費税を引き上げて年金制度を改革するとおっしゃつてているわけではありません。一月六日に閣議決定された「社会保障・税一体改革素案」には、国民すべてが人生の様々な段階で受益者となり得る社会保障を支える経費は、国民全体が皆でわかつちあわなければならぬ」とあります。つまり社会の財源が足りなくなると、うことができますから、六五歳以上の高齢者に支給している生活保護費一兆四千億円も必要なくなっています。合計して一一兆

それをすべて基礎年金の財源に充ててしまえば、額の基礎年金を六五歳以上上の高齢者すべてに支払うことができますから、

は、国民全体が皆でわかつちあわなければならぬ」とあります。つまり社会の財源が足りなくなると、うことができますから、六五歳以上の高齢者に支給している生活保護費一兆四千億円も必要なくなっています。合計して一一兆

しかし、それは間違っています。もし、消費税を

の大半を先食いしてしまつています。

二〇〇六年度から二〇〇八年度の国と地方合計のプライマリーバランスの平均赤字は、九兆四千億円でした。ですから、

まず当初予算を自民党政権みなに戻した上で、増税すれば、プライマリーバランスの黒字化が見えてくるのではないでしょ

うか。

お金が足りないから消費税を引き上げるのではなく、年金制度の抜本改革をやるから消費税を引き上げるべきではないでしょ

## 外税・内税

消費税の引き上げには、事前に考えておかなければなりません。様々な問題点があります。

たとえば、手元にあるスーパーのチラシを見る

コが四九八円、ティッシュ五個パックが二九八円、たら寄せ鍋セット三人用が五九八円等々。全て税込価格です。これが消費税八%への引き上げで、どうなるでしょうか。

丸かじりサンふじ六コで四九八円は五一二円に、ティッシュ五個パックで二九八円は三〇六円に、たら寄せ鍋セット三人用で五九八円は六一五円になります。

しかし、安さを強調するため、四九八円や二九八円という価格設定をしてきたスーパーが、五一二円、三〇六円という価格設定にするでしょう。それとも八%の消費税込みでも四九八円や二九八円の価格を維持しようとするとどうですか。もう少し詳しく見て、

## 消費税額の計算

国税である消費税の金額は、一年間の『売上高(税抜き)』に一〇〇分の四を掛けた金額から『仕入高(税込み)』に一〇〇分の五分の四を掛けた金額を差し引いて計算します。

消費税を計算する時の

仕入高には非課税取引は含まれず、仕入れには、原材料の仕入れや販売目的の商品の仕入れ、事業のために購入した物品やサービスの代金等が含ま

費税の値上げ分をきちんと卸価格に転嫁するとしに、私の知り合いのかまぼこ屋さんは、実際にかまぼこ板を小さくしたそ

うです。でも、量を変え

ことができる品物はどうするのでしょうか。

野田政権の税と社会保障の一体改革によれば、二〇一四年四月一日から八%、二〇一五年一〇月一日から一〇%に段階的に消費税が引き上げられ

ます。かまぼこ屋さんは、二年間に二回もかまぼこ板を切らなくてはなら

が変更されても表記には影響がありません。本体価格の八%は暗算しにく

いかもしれません。本体価格の八%は暗算しにく

たら、パッケージや容器を変更して、製品一つ一つの量を減らさなくてはなりません。前回、消費税を五%に引き上げた時に、私の知り合いのかまぼこ屋さんは、実際にかまぼこ板を小さくしたそ

うです。でも、量を変え

ことができる品物はどうするのでしょうか。

野田総理の案には、

【表示方法は維持する】

消費税が八%になると書いてあります。議論

もなく、それでいいので

しょうか。細かいことで

すが、影響の広がりは大きいのです。こういうこ

とをしつかり議論して、みんながそれなりにそう

だなと納得することも大

切ではないでしょうか。

野田政権の税と社会保

障の一体改革によれば、二〇一四年四月一日から八%、二〇一五年一〇月一日から一〇%に段階的

に消費税が引き上げられ

ます。かまぼこ屋さんは、二年間に二回もかまぼこ

板を切らなくてはなら

ないのでしょうか。

価格表記を外税にして、

品物には本体価格だけを明記して、消費税はレジ

で対応するという方法も

あります。これなら税率

いかというと、実は消費

税率は四%だからです。

ふだん五%と言っている

消費税率は、正確には、

税率四%の国税である消

費税と消費税額の四分の一の地方消費税を合計し

た税率です。

れますが、非課税となる取引は含まれません。給与の支払いは仕入れの対象とはなりませんが、加工賃や人材派遣料委託料などのように消費税が課税されるものは仕入れになります。

## 医療費と消費税

消費税が非課税となるものがあります。土地の売買、預貯金や貸付金の利子、保険料、国債・株券・郵便切手・印紙・商品券・プリペイドカードなどが行う登記・登録・特許・免許・許可・検査・検定・試験・証明・公文書の交付、保険診療、介護保険の住宅サービス・施設サービス、医師や助産師による助産、火葬料や埋葬料、義肢・盲人用安全つえ・義眼・点字器・車いすなどの売買や貸付、学校の中入学金・授業料、教科書、

住宅の賃貸などです。

このなかの医療をとりあげてみましょう。病院

が購入する機械や薬には消費税がかかります。し

かし、保険診療は非課税

ですから、病院が患者か

ら受け取る料金には消費

税五%を上乗せすること

ができません。そのまま

だとこの差額分が病院の負担（損税）となります。

それを防ぐために、厚生労働省は診療報酬にそ

の分を上乗せしていると

説明します。つまり、病院が仕入れに払った消費

税に相当する金額を、診

療報酬に盛り込んで病院

の負担分と相殺できるよ

うになつてゐる：はずで

す。ほんとうに病院の負

担分が診療報酬で戻つて

きているかどうかは、実

際はわかりません。

診療報酬は、数千項目もあります。しかし、それが本當なら、正式に検体検査、血液検査、義歯など、比較的仕入れと

まれている項目は、注射、

皮膚科特定疾患指導料などわずか数十項目です。

最先端のMRIやCT

を導入して多額の消費税

を支払った病院と、旧式

の機械を長く使い続けて

消費税の支払いの少ない

病院と、診療報酬の項目

が同じならば、収入は同

じです。もし、ほんとう

に診療報酬に上乗せされ

た総額が日本の医療機

関が負担した消費税の

総額と同じだとしても、

個別の病院ごとに見れ

ば損をしているところ

と得をしているところ

があることになります。

また、厚労省の説明

では、病院の薬の価格

にはすべてコストに五

%分が上乗せされて価

格が決まっています。

それが本当なら、正式に課税して、その税率を○%にすればよいのです。

もし、医療費にゼロ税率

課税したらどうなるので

しょうか。消費税（地方

税）を抜いた四%の

計算式に当てはめてみま

しょう。病院の売上にか

かる消費税は○%ですか

割ですから、診療報酬に

上乗せされた金額を全て

患者が負担するわけでは

ありません。しかし、消

費税分を診療報酬に上乗

せしているならば、医療

費を非課税にした意味が

薄れるのではないでしょ

うか。

もっと良い方法があり

ます。医療費に消費税を

そのまま課税して、その税率を○%にすればよいのです。

もし、医療費にゼロ税率

課税したらどうなるので

しょうか。消費税（地方

税）を抜いた四%の

計算式に当てはめてみま

しょう。病院の売上にか

かる消費税は○%ですか

割ですか。消費税（地方

税）を抜いた四%の

計算式に当てはめてみま

しょう。病院の売上にか

かる消費税は○%ですか

割ですか。消費税（地方

税）を抜いた四%の

計算式に当てはめてみま

しょう。病院の売上にか

かる消費税は○%ですか

割ですか。消費税（地方

税）を抜いた四%の

計算式に当てはめてみま

しょう。病院の売上にか

かる消費税は○%ですか



予算委員会質問

四を掛けた金額をゼロから差し引いて、マイナス「仕入れ高（税込）×一〇五分の四」、つまり仕入れにかかった消費税額自分がマイナスになり、仕入れにかかった消費税額が税務署から還付されて病院に戻ります。これでそれぞの病院の負担はなくなりますし、患者が支払う薬代や診療報酬に消費税相当分が上乗せされることもなくなります。

もし消費税が一〇%になるならば、この医療費の非課税問題は、大きな問題になります。医療費には消費税はかかりませんといながら誰かが不公平に負担するよりも、医療費にも消費税を掛け平になります。

**三五億円の落とし物**

毎年確定申告が始まる

ごまめの歯ぎしり

確定申告の相談窓口を視察させていただきます。いつも、その年の税制改正が、現場にどんなメリット、デメリットをもたらしたか、を肌で感じる場になります。

現場では、今年から始まつた「年金収入が四〇〇万円以下で、かつ、年金以外の所得が二〇万円以下」の高齢者についてが噴出していました。

というのも、この制度改正で三五億円の税収減になるのです。なぜならば、現在、源泉徴収は、年金支給額から基礎控除と公的年金控除の一ヶ月分を一三万五千円として、年金支給額からこれを差し引いて、残った金額に税率をかけています。つまり、一年間の年金収入から一三万五千円の一

月分合計一六二万円

確定申告をしないと、四万円所得が少ない今まで税額が計算されてしまいます。その結果、四万円×所得税率五%で、一人分二千円ずつ税収が減つてしまします。この確定申告不要になる人数が約一

二〇万人と見込まれるの

で、二千円×一二〇万人で、二四億円の減収になります。

この二つを合計して三億円。あとは、この計算の端数を足すと一億円程度になり、税収減が三

四億円。結局、この確定申告不

要ですという制度改正の恩恵を真に受けるのは、税務の窓口なのではないでしょうか。でも、そのため、税収が減つてしまふというのは、消費税を不退転の決意で上げようとする野田政権として、どうなのかと思つてしま

います。

さらに、財務省は、年金以外に二〇万円以下の所得がある人が約二〇万人、その一人ひとりの所得は平均して一〇万円とみなしています。この二〇万人の平均所得が一〇万円かどうかは、あてずっぽうです。国税庁が、去

年データで調べれば、平均金額はわかりそうなかし、本来、公的年金控除一二〇万円と基礎控除三八万円の合計金額は一五八万円しかありませんから、源泉徴収だけで確定申告をしないと、四〇〇円税収減になります。それが約二〇万人で一〇億円になります。この二つを合計して三億円。あとは、この計算の端数を足すと一億円程度になります。

では、この制度改正で、高齢者の申告が不要になつて良くなつたかというと、年金以外の所得がある人は、国税の申告は不要ですが、住民税の申告が必要なので、確定申告用紙に「申告不要」とはんこをもらつて自治体の窓口に行つていました。所得が年金だけという人の場合は、年金機構等から自治体に年金情報がいくの

で、申告は本当に要りません。また、七五歳以上の後期高齢者医療保険の保険料を支払つている人は、社会保険料控除を受けるために、やはり確定申告しなければなりません。そうすると確定申告の恩恵を受けられるのは、七五歳未満で所得は年金だけの人に限られます。

私は、しつこいようですが、消費税を基礎年金の財源にする年金制度の抜本改革をぜひやるべきだと思います。